

福井情報スーパーハイウェイ市町等利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、福井情報スーパーハイウェイ運営管理要領第16条の規定に基づき、福井県（以下「県」という。）内の市町および市町が指定する者（以下「市町等」という。）の福井情報スーパーハイウェイ（以下「情報ハイウェイ」という。）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において「アクセスポイント」とは、情報ハイウェイの利用のため県が設置する相互接続点であって、別表第1に掲げるものをいう。

2 この規約において「アクセスポイント管理者」とは、県がアクセスポイントの管理者として指定した者をいう。

(情報ハイウェイへの接続)

第3条 情報ハイウェイへの接続は、市町等が自設の回線または電気通信事業者の接続サービスを用いてアクセスポイントに接続することにより行うものとする。

2 アクセスポイントの接続インタフェースは、別表第2のとおりとする。

(機器等の設置)

第4条 情報ハイウェイに接続するための通信回線やネットワーク機器（以下「機器等」という。）は、市町等が設置するものとする。

2 市町等がアクセスポイントに設置できる機器等の条件は、別表第3のとおりとする。

(アクセスポイントへの入室)

第5条 市町等は、機器等の設置、交換、撤去または保守管理を目的とし、かつ、アクセスポイント管理者またはアクセスポイント管理者が指定する者が立会う場合に限り、アクセスポイントに入室できるものとする。

(利用承認申請)

第6条 市町等の長は、情報ハイウェイを利用しようとするときは、利用承認申請書（様式第1）により知事に申請しなければならない。

(利用の承認)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

(1) 利用の方法またはその保守が技術上困難なとき。

(2) 別に定める接続仕様の物理的要件および論理的要件に適合しないとき。

2 知事は、申請があった日から30日以内に利用の承認または不承認を決定し、利用承認（不承認）通知書（様式第2）により当該申請を行った市町等の長に通知するものとする。

(利用承認の更新等)

第8条 利用承認は年度末を終期とし、県または市町等のいずれからも申出がない限り、特別な手続をすることなく更新するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 市町等の長は、利用の承認に係る事項（住所、名称、市町等の長名および担当者に関する事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ利用内容変更承認申請書（様式第3）により知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 第7条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第7条第2項中「利用承認（不承認）通知書（様式第2）」とあるのは「利用内容変更承認（不承認）通知書（様式第4）」と読み替えるものとする。

(事前協議)

第10条 第6条または第9条第1項の申請をしようとする市町等の長は、事前に県と協議するものとする。

(利用の終了)

第11条 市町等の長は、情報ハイウェイの利用を終了しようとするときは、終了する日の10日前までに利用終了届出書（様式第5）により知事に届け出なければならない。

2 市町等は、情報ハイウェイの利用を終了したときは、その責任において知事が指定する日までにアクセスポイントに設置した機器等の撤去を行わなければならない。ただし、当該市町等が機器等の撤去を行わない場合は、県がこれを代行し、当該市町等に対し撤去に要した費用を請求できるものとする。

(アクセスポイントへの入室の承認)

第12条 市町等は、アクセスポイントへ入室しようとするときは、原則として、入室する日の1週間前までにアクセスポイント入室申請書（様式第6）により県に申請しなければならない。

2 県は、前項の申請があったときは、アクセスポイント管理者と協議の上承認または不承認を決定し、当該申請を行った市町等に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、回線障害時等の緊急の場合のアクセスポイントへの入室については、県が市町等およびアクセスポイント管理者と協議して決定するものとする。

(利用状況等の報告)

第13条 知事は、情報ハイウェイの効率的な運用を図るため、必要に応じて、市町等の長に対し利用状況等に関する報告を求めることができるものとする。

(運用の一時停止)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報ハイウェイの運用を一時停止することができるものとする。

- (1) 情報ハイウェイの運用に係る設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) 情報ハイウェイの運用に係る設備に障害が発生する等のやむを得ない事由があるとき。

(3) その他運用の停止が必要であると知事が認めるとき。

2 知事は、前項の規定により情報ハイウェイの運用を一時停止する場合は、あらかじめ市町等の長に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(市町等の義務)

第15条 市町等は、この規約を遵守するとともに、情報ハイウェイの運営に協力しなければならない。

2 市町等は、情報ハイウェイの運用に支障を来たさないよう、機器等の保守管理を行わなければならない。

3 市町等が情報ハイウェイの利用により、県、他の利用者または第三者に損害を与えた場合は、当該市町等の責任と費用において解決しなければならない。

(禁止行為)

第16条 市町等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 情報ハイウェイの利用またはその運営を妨害する行為

(2) 情報ハイウェイの運用に係る設備または県、他の利用者もしくは第三者が設置した設備に支障を与える行為

(3) 県、他の利用者または第三者に不利益を与える行為

(4) その他法令に違反し、または公序良俗に反する行為

(経費負担)

第17条 市町等がアクセスポイントに設置する機器等の経費、当該機器等の設置、交換、撤去または保守管理に要する経費、アクセスポイントへの入室に要する経費、アクセスポイントとの通信に要する経費および市町等が情報ハイウェイの利用に関する問合せ等に要した経費は、市町等の負担とする。

(県の義務)

第18条 県は、情報ハイウェイの運用に支障を来たさないよう、設備の保守管理を行うものとする。

(責任の制限)

第19条 県は、不測の事態による情報ハイウェイの運用の停止等または第14条の規定による情報ハイウェイの運用の一時停止によって市町等、他の利用者または第三者に生じた損害については、損害賠償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

2 前項の規定は、県の故意または重大な過失により情報ハイウェイの利用ができなかった場合は適用しないものとする。

3 県は、市町等が情報ハイウェイの利用によって他の利用者または第三者に対し損害を与えた場合は、損害賠償その他の法律上の責任を負わないものとする。

4 県は、市町等がアクセスポイントに接続するために用いる機器等、ソフトウェアについて、その動作保証を一切行わないものとする。

(損害賠償の請求)

第20条 県は、市町等が違法、不正またはこの規約に反して情報ハイウェイの利用を行ったことにより県に損害が生じた場合は、当該市町等に対し損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(申請書等の提出部数)

第21条 この規約の規定による申請書または届出書の提出部数は、正副2部とする。

(規約の変更)

第22条 県は、この規約を改正するときは、規約の改正日の30日前までに、改正の内容および改正日を市町等に通知するものとする。

(知的所有権)

第23条 県が情報ハイウェイの運営に関して作成した一切の著作物等の知的所有権は、県に帰属する。

2 前項に規定する知的所有権の使用を希望する者は、県に申し出て許可を得るものとする。

(連絡事項の通知)

第24条 県から市町等に対する通知事項は、別に規定がない限り、電子メールにより通知するものとする。

(協議)

第25条 情報ハイウェイの利用に当たり、この規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と市町等双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(事務手続)

第26条 この規約の実施に必要な事務処理は、福井県地域戦略部統計情報課で行う。

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、令和元年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	所 在 地
福井アクセスポイント	福井市大手3丁目3番1号 (西日本電信電話(株)福井支店大手ビル内)
大野アクセスポイント	大野市元町10番5号 (西日本電信電話(株)福井支店大野交換所内)
武生アクセスポイント	越前市天王町1番31号 (西日本電信電話(株)福井支店武生交換所内)
敦賀アクセスポイント	敦賀市津内町2丁目4番2号 (西日本電信電話(株)福井支店敦賀交換所内)
小浜アクセスポイント	小浜市千種1丁目12番8号 (西日本電信電話(株)福井支店小浜交換所内)

別表第2（第3条関係）

アクセスポイントの接続インタフェース		
1	イーサネット (10Mbps)	RJ-45
2	ファーストイーサネット (100Mbps)	RJ-45
3	ギガビットイーサネット (1000Mbps) ※	RJ-45

※情報ハイウェイの総伝送容量により、利用の可否を判断する。

別表第3（第4条関係）

項 目	要 件
機器の大きさ	19インチラックに搭載可能であること。 全体で、原則として4ユニット（幅450mm、奥行600mm、高さ177mm）以内に収まるものであること
電源	一般商用AC100Vに対応するものであること
消費電力	持込み機器全体で3A以内であること
コンセントの形状	平行2極または平行2極アース付きであること
その他	持込み機器には、市町等の名称がわかる表示をすること